

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成22年11月22日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、次のとおり行政文書の開示の請求を行った。

- (1) 「平成22年11月1日付け西建東第1102号による決定期間延長通知書（以下「本件通知文書」という。）が「特定記録：記録〇-〇-〇-〇」という郵便扱いで郵送されてきました。」
- (2) 「特定記録郵便は、その取扱いを選択する必然性に重大な疑義があることから、80円の基本料金に160円を加算した合計240円という3倍の高額な郵便料金を公費で負担したことが適正な行政手法であることを説明している、あるいは確認できる文書を開示請求の対象とします。」（(2)に係る請求を以下「本件請求1」という。）
- (3) 「なお、平成15年7月7日付け指令東広建竹第19号による不許可処分をはじめとした数々の不当な処分に対して、私が行政不服審査法に基づく不服申立てや行政文書の開示請求を行っていることを広島県知事が差別扱いし、上記書類以外にも、「特定記録」（郵便制度の変更前は、「配達記録」となっていた。）という高額な郵便料金を公費で負担して発送した事実が多数あることから、広島県西部建設事務所東広島支所長（組織変更前の「建設局竹原支局長」を含む。）が郵送方法を決定する根拠としている、又は根拠としていた内容が分かる行政文書を併せて開示請求の対象とします。」（(3)に係る請求を以下「本件請求2」という。）
- (4) 「おって、開示請求の対象とした文書がない場合は、高額な郵便料金（税

金負担)を県職員の裁量によって決定することが適正な事務処理であることが記載されている行政文書についても開示請求の対象とします。」(以下(4)に係る請求を以下「本件請求3」といい、本件請求1、本件請求2及び本件請求3を総称して「本件請求」という。)

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し不存在を理由とする行政文書不開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、平成22年12月6日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年1月30日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による全部改正前のもの)第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、当然に存在していると思料される「高額な郵便料金を公費で負担したことが適正な行政手法であることを説明している、あるいは確認できる文書」、並びに「高額な郵便料金を公費で負担するという郵送方法を決定する根拠としている、又は根拠としていた内容が分かる行政文書」、及び「高額な郵便料金を県職員の裁量によって決定することが適正な事務処理であることが記載されている行政文書」などを不当に不開示としたものである。

このことから、開示請求の対象とした行政文書を隠匿することなく、速やかに適正に開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

開示請求の趣旨に該当する行政文書を保有していないことから不開示決定（不存在）処分を行ったものである。

文書を郵送で施行する場合、その方法としては、普通郵便、配達記録、簡易書留、書留などが想定される。

当機関が郵送で施行する文書については多種多様にわたり、そのすべてを類型化し、その施行方法を定めることは、文書の性格や受取人が様々であることから、現実的ではなく、ある文書について、郵送の施行方法をどれにするかは、当該文書の性格等を踏まえて、当該発送担当部署が、その都度判断しているのが実態である。

したがって、行政文書開示請求に関する郵便物に関し、発送方法の種別について定めた規定等は存在しない。

以上のことから、行政文書不開示決定（不存在）を行った本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、実施機関が異議申立人に発送した本件通知文書について、実施機関が発送方法を配達記録扱いとしたことが適正な行政手法であることを説明している、あるいは確認できる文書、配達記録扱いとすることを決定する根拠としている、又は根拠としていた内容が分かる行政文書、及び配達記録扱いとすることを職員の裁量によって決定することが適正な事務処理であることが記載されている行政文書の開示を求めるものである。

実施機関は、本件請求文書を作成又は取得していないとして本件処分を行ったため、以下、その存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、文書を郵送で施行する場合、その方法としては、普通郵便、

配達記録、簡易書留、書留などが想定されるが、実施機関が郵送で施行する文書については多種多様にわたり、その全てを類型化し、その施行方法を定めることは、文書の性格や受取人が様々であることから、現実的ではなく、ある文書について、郵送の施行方法をどれにするかは、当該文書の性格等を踏まえて、当該発送担当部署が、その都度判断しているのが実態であり、本件通知文書の郵送による発送方法の種別について定めた規程等は存在しない旨説明する。

当審査会において、条例、広島県情報公開条例施行規則(平成13年広島県規則第17号)、広島県情報公開事務等取扱要綱(平成13年3月29日制定)などの情報公開関係規程及び広島県文書等管理規則(平成13年広島県規則第31号)、広島県文書等管理規程(平成13年広島県訓令第5号)などの文書関係規程その他の規程を見分したところ、本件通知文書のような行政文書開示請求に関する文書について、郵送による場合、その発送方法の種別やその選択について定めた規程は存在しないことを確認した。

また、配達記録や書留など特殊扱いする文書等の発送については、実施機関の総務課が「文書発送ガイドブック」というマニュアルを作成し、その中で、「特殊扱い」とする文書等の発送基準」を記載しているものの、文書等の内容や重要性等を考慮して、各担当部署において、その都度、書留、簡易書留、配達証明、配達記録、速達などのうち真に必要な発送方法を選択することとされていた。

これらのことからすると、行政文書開示請求に関する郵便物に関し、発送方法の種別について定めた規定等は存在しないとの実施機関の説明は、不自然・不合理ではない。

以上のことから、実施機関が本件請求文書を作成又は取得していないため、これを不存在として本件処分を行ったことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年3月8日	・ 諮問を受けた。
令和2年4月22日	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
令和4年3月30日	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
令和4年3月31日	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
令和5年7月28日 (令和5年度第4回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和5年9月1日 (令和5年度第5回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

金 谷 信 子	広島市立大学教授
中 根 弘 幸 (部 会 長)	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授